

第8期第7回国立市介護保険運営協議会

令和5年1月20日（金）

【林会長】

皆様、こんばんは。定刻となりましたので、第7回国立市介護保険運営協議会を始めたいと思います。

会議次第に沿って進めてまいります。

まず1つ目は、議事録の承認についてです。前回第6回の議事録につきまして、何かお気づきの点はございましたでしょうか。修正等は、特にございませんか。それでは、このまま承認ということにさせていただきたいと思います。

次に2番目、高齢者支援施策の現状についてであります。

事務局から説明をお願いします。

【事務局】

それでは、会議次第2番の高齢者支援施策の現状についてということで今日、資料No.24という資料と、それから、参考資料を用意させていただいております。

こちらは、介護保険料を投入していない一般会計における高齢者向けの福祉施策を中心に、5年前に介護保険運営協議会、この当協議会で審議して、事業の方向性について御意見を頂戴いたしたときの資料を基に作っております。こちらの資料No.24なのですが、各ページ左半分の、1番上の行に薄いグレー色の見出しがついているものが、5年前に方向性を決めていったときの資料ということになっておりまして、その後、それを基にして事業の見直し等を原局のほうで取り組んでいった際の現状今どうなっているのかというのを、右側半分に黒い見出し行がついている現状把握及び直近の実績という形で出させていただいております。

この資料No.24を5年前に作成したときには、もともとは予算書に載っている順番で並んでいた事業を、当時の高齢者保健福祉計画の施策に基づいて分類させていただいておりますので、左端に施策1「地域で支え合う仕組みをつくる」等、その当時の第4次高齢者保健福祉計画の施策番号とそのタイトルがついているといったような出来合いになっておりまして、第4次の高齢者保健福祉計画の施策の内容、その見出しの部分について、本日配らせていただいております参考資料のほうに載っておりますので、それを使っております。最終的には、この当時の既存の計画の施策を1番下の四角のくくりの中の、4つのタイトルに付け替えていこうかというような形で、5年前は、施策の方向性というものをらせていただいております。

こういった形で検討させていただいた各事業の概要とそれから、現状どうなっているかについて事務局の小保方のほうから説明させていただきます。

【事務局】

改めまして、こんばんは。今日は、よろしくお願ひいたします。

それでは、お手元の資料No.24を改めて御用意いただきまして、資料のご説明をさせていただきます。

重複する部分もございますが、今回取り上げる事業は、一般施策として整理されており、主に介護保険料が投入されていない事業で高齢者保健福祉計画に位置づけられています。現行の国立市地域包括ケア計画の終期は令和5年度となっております。そのため、次の第7次国立市高齢者保健福祉計画策定のための、言わば棚卸しをするべく、本日は一般施策の現状についてご説明させていただきます。

それでは、早速資料に沿ってご説明をさせていただきます。

しかしながら、所管する事業が30を優に超えておりますので、詳細な説明ではなく、概要程度に止めさせていただければと思います。

まず、施策1、No.15 長寿慶祝事業ですが、そもそも昭和49年の国立市敬老金支給条例に基づき事業を実施しておりましたが、平成8年に国立市長寿祝金支給条例として改正施行し、その後平成24年度には、100歳の方へお祝いをする新たな要綱を定め、さらに平成26年度には、条例の一部を改正し、対象者を88歳と99歳の方へお祝い金を支給するものへととなりました。

平成29年当時の検討部会での議論を受けた後、事業は原則廃止。お祝いとして何か名誉となるものを残すという方向が示されております。

その後の経過ですが、まず、100歳のお祝いについては、3万円の現金支給から3万円相当のカタログギフトの贈呈に改め、令和3年度より見直した内容で実施しております。また、99歳のお祝いについても、同じく1万円の現金支給から1万円相当のカタログギフトの贈呈に改めました。こちらは、令和4年度より見直した内容で実施しております。

カタログギフトとした理由ですが、現金以外の方法で何がしかのお品物を選定するとした場合、個々の対象者の趣味嗜好に鑑みて、1つに特定することは非常に難しいと考えました。そこで、カタログギフトであれば、多種多様な品物から対象者のお好みに配慮することができるのではと考え、採用に至りました。また、カタログギフトに変更したことで、現金支給と比較して同額相当のカタログギフトは、1件当たり6割から7割程度の金額で手配することができるため、結果実質的な歳出削減に至っております。なお、88歳の運用に関してですが、従前は、民生委員の方々を介してお祝い金を1万円支給しておりましたが、コロナ禍を契機に口座振込の対応に改めました。

直近3か年度の状況及び決算額は、記載のとおりでございます。

続いて、No.17 老人クラブ連合会活動支援事業及び、No.19 老人クラブ活動支援事業については、施策4の箇所ですと触れたいと思います。

次に、No.30 高齢者を熱中症等から守る緊急対策事業ですが、開始年度は平成23年でして、平成23年3月に発生した東日本大震災を契機に計画停電がなされた電力危機への緊急対策として、厚労省より地域福祉等推進特別推進事業を活用した熱中症予防に必要な対策を各自自治体検討するように、とのことで事業が始まりました。

内容としては、市の公共施設のほかに市内商工会及びその加盟店に協力を仰ぎ、猛暑時の緊急避難所として店内または事業所内の一部を、暑さから逃れ涼みながら休憩できるスペースとして開放いただくものです。事業の周知方法としては、こちらで御用意したステッカー、のぼり旗などの告知物を協力先に掲出いただくようお願いしております。

今現在、事業内容そのものに変更等はございませんが、令和3年度より国立市と包括連携協定を結んだ大塚製薬様から熱中症対策を呼びかける告知ポスターを提供いただくにことにより、以前より啓発ツールが増えております。

直近3か年度の実績の中で、令和3年度はコロナ禍により、協力先が従前と比較して減少しておりますが、令和4年度、今年度は、前年対比プラス30件の176事業者となっております。

なお、この事業については、東京都の補助金が、かかる経費の約2分の1程度充てられております。

続いて、施策2 No.14 敬老大会事業です。

開始年度は昭和30年頃でして、高齢者の慶祝事業の一環として始まったとされてい

ます。事業が始まった当時から現在に至るまで大きな変更はなく、ご長寿、敬老を祝う式典を第一部として、続く第2部で芸能人またはエンターテイナーを招聘し観劇するというスタイルで、今日まで各自治体行われてきました。

国立市においては、令和元年度に実施した後、コロナ禍により令和2年度、3年度、4年度と3か年、実施いたしておりません。今現在、再開に向けて令和5年度は、従来型の形式に加えお身体等の状態により会場参加が難しい方であっても、御自宅等でオンラインでの視聴参加ができるような方法を検討しております。

続いて、No. 20 デイホーム事業については、施策3で触れたいと思います。

次に、No. 21 シルバー学習講座利用助成事業ですが、開始年度は平成2年でして、学校法人が実施する、学習講座を受講した方に対してその受講料の一部を助成することで、生きがいの増進を図ることを目的とした事業です。

平成29年度当時の議論では、地域のコミュニケーションに貢献する方向に見直しという方向性が示されております。その後、平成30年度末をもって事業廃止となっております。

続いて、No. 22 保養施設利用助成事業です。

開始年度は平成元年でして、ここで言う保養施設とは、高齢者が健康の増進を図るために利用する公営または民営のホテル、旅館、民宿及び保養所等の宿泊施設として要綱に規定しています。

平成29年度当時は、65歳から74歳の方に1泊2,000円、75歳以上の方に1泊5,000円を助成していました。しかしながら、東京都後期高齢者医療広域連合からの補助金が、平成29年度をもって終了となったため、平成31年度初より10人以上の団体に宿泊した方には、2,500円。10人未満で宿泊した方には、1,000円を助成する内容に見直しを行いました。

直近3か年度の実績ですが、コロナ禍前は、年間1,000人以上の申請がございました。しかしながら、コロナ禍に至った後は、各種制限、規制により令和2年、3年度の件数は、大きく減少しています。令和4年度直近では、団体、個人を合わせて231件となっておりますが、従前のような申請件数には、年度末まで至らない見込みでございます。

なお、先ほど申し上げたとおり補助金の類いは、平成29年度で終了となっておりますため、今現在、全額市の負担となっております。

続いて、No. 23 高齢者のレジャー農園事業です。

昭和57年に野菜、草花等を栽培することで高齢者の趣味活動を助長し、健康増進、生きがいづくりを図ることを目的に事業が始まりました。当該農園の用地は、地権者の方と使用貸借契約を結び、その土地を140区画に分け、希望者へ2年間無償で提供しております。支援係が所管する業務全体のバランスを図るという視点のほか、農園管理というある種の専門性を求められる点に考慮し、令和2年度より農園管理業務をJA様へ委託しており、令和4年度も委託契約を結んでおります。

直近3か年度の状況等は、記載のとおりでございます。

続いて、施策3に移ります。No. 7 ふれあい牛乳支給事業です。

開始年度は昭和55年であり、地域社会との交流の乏しい独り暮らし高齢者に牛乳等を支給することにより、健康増進を図るとともに、地域での孤立化を防ぐことを目的としています。対象要件は、市内在住70歳以上の独り暮らし高齢者としています。また、牛乳等とございますが、一般的な白い牛乳、コーヒ牛乳、そしてヨーグルトの3択の中から1つ選択していただいております。

平成29年度当時の議論では、日常生活の支援へ、食事サービスと組み合わせて朝食

支援へ切替えという方向性が示されました。

現状においては、令和元年度にふれあい牛乳と食事サービスの両事業は、見守りという観点で重複しており、限られた財源の最適化を図るためにも、併給調整を行いました。

直近3か年度の状況等は、記載のとおりでございます。

続いてNo.18 老人クラブ連合会健康づくり活動支援事業については、施策4で触れたいと思います。

次にNo.20 デイホーム事業です。

開始年度は昭和59年です。ひとり暮らしで家庭に引き籠もりがちな高齢者が、週1回定期的に通所し、趣味、生きがい、健康づくり活動などを行う事業です。事業は、国立市社会福祉協議会様に委託しており、月から金までの曜日ごとに活動する場所を定め、参加希望者は、それらの中から御自身が毎週の曜日で参加するか選んでいただき、活動しています。

平成29年度当時の議論では、目指すのは通いの場。経過措置期間で、その間、住民主体の通所Bへ転換する移行事業との方向性が示されております。令和4年度現在においては、コロナ禍の影響もあり通所Bへの移行には至っておりません。従前のデイホーム事業の運営が継続していますが、感染対策の一環として参加できる人数を制限するなどの対策を講じながら、これまで日中通しであった活動プログラムを、午前と午後で参加者を入れ替える2部制で行っております。

直近3か年度の実績及び決算額は、記載のとおりです。

なお、東京都の補助金メニューを活用し、かかる事業費の3分の2が補助されております。

下段、No.23 レジャー農園事業は、先ほど御説明しましたため、次の施策4に移らせていただきます。

No.3 高齢者入浴券支給事業です。

開始年度は昭和63年度です。ひとり暮らしの高齢者及び自宅に入浴設備のない高齢者世帯に対して入浴券を年48枚、月に換算すれば4枚になろうかと思っております。こちらを支給し、健康保持及び社会参加を助長することで、高齢者福祉の増進を図ることを目的とした事業です。

平成29年度当時の議論では、独居高齢者における包括的支援だけでなく介護予防の観点を入れるという方向性が示されました。今現在、市内の公衆浴場は鳩の湯様1つです。当該浴場は、令和元年6月以降改装休業となり、その後リニューアルオープンをされました。これを契機に事業の見直しを図り、湯ったりウォーキングという名称で体操や軽い運動を行った後、当該浴場でさっぱりと汗を流していただき、健康増進を図るという内容に改めております。なお、見直し後の事業再開は、令和2年10月からです。決算額は、一般会計の区分のみ記載しております。いわゆるハードに係る部分、つまり、浴場の借りに係る費用のみとなっております。また、東京都の補助金も、当該借りに係る費用が対象となっております。なお、ソフト面、つまり言い換えれば事業の実施運営に係る委託料の類は、介護保険特別会計から支出いたしております。

続いて、No.4 寝具乾燥消毒事業です。

開始年度は平成12年です。寝たきり高齢者が使用している布団等の寝具のクリーニングのサービスを提供するという内容の事業です。

平成29年度当時の議論では、新しい支援方法へ転換、見直し、原則新規の受入れを廃止という方向性が示されました。令和4年度の今現在、利用者は1名です。新規の受付も停止いたしております。

続いて、No.5 高齢者食事サービス事業です。

開始年度は平成2年です。食の確保が困難な高齢者に当該サービスを提供することで健康を保持し安否を確認するとともに、孤立化を防ぐことを目的とした事業です。

平成29年度当時の議論では、前述のふれあい牛乳と併せ、朝食サービスへ切り替え支援、対象年齢・条件を整理という方向性が示されました。

令和4年度、今現在までにふれあい牛乳との併給調整を図るとともに、運用するためのツールとしてのマニュアルや利用条件の整理などを行い、仮に事務担当者が替わったとしても公平公正な判定ができるように体制の整理を図りました。

また、今現在、委員の皆様方に審査をお願いしておりますが、令和5年度からの委託事業者の選定を、プロポーザル方式で行っております。

直近の実績等については、記載のとおりでございます。

続いて、No.6 外出支援サービスです。

開始年度は平成14年です。加齢に伴う心身の障害により電車、バス等の一般公共交通機関の利用が困難な方に対して旅客運送サービス、イメージとしては、タクシーを想起していただければよろしいかと思っておりますが、こちらを提供することで外出を容易にし、社会生活の向上を図ることを目的とした事業です。1枚300円相当の利用券を月9枚分、年間であれば108枚を対象者に交付します。

令和4年度、今現在、事業内容そのものに大きな変更はございませんが、当該事業を委託する事業者数は増えており、21事業者と契約締結をしております。

直近3か年度の実績ですが、コロナ禍を1つの契機として利用が大きく増加傾向にございます。

下段のNo.7 ふれあい牛乳は再出となるため、割愛させていただきます。

次に、No.9 高齢者緊急通報システム事業です。

開始年度は昭和63年です。在宅高齢者の緊急事態における通報とその不安を解消し、生活の安全を確保するための事業です。利用を希望する対象の方に通信機器を貸与し、発報機を押すことで緊急代理通報における東京消防庁の認定事業者、こちらの事業委託先のコールセンターにつながり、通報されます。そこで、看護師等の有資格者が状況を確認し、119番通報の要否、そして、現場急行員の手配や緊急連絡先への一報などが行われます。

令和4年度、今現在、事業内容そのものに大きな変更はございません。しかしながら、令和5年度から新たなサービスの追加導入を検討いたしております。それは、携帯電話型の救急通報機器の導入です。既存の機器は、NTTのアナログ回線、いわゆる固定電話の回線が敷設されていることが必要でした。しかしながら、携帯電話をはじめV o L T Eと言われる無線通信による電話サービスなど多種多様な状況が広がっている中で、従来の固定電話を敷設している方の数は、以前よりも少なくなっているようです。そういった方であっても、市の事業としての救急通報サービスが利用できるように準備、計画を進めております。

直近実績等は記載のとおりですが、補助金の項目欄に本人負担金とございます。こちらは、所得状況に応じて一部の方に初回のインシャルコストとして設置費用、9,030円を御負担いただいております。

続いて、No.10 認知症高齢者位置情報システム事業です。

開始年度は平成12年です。認知症の影響により道に迷ってしまうなど外出の目的を達成できず支援が必要な方、そして、支える御家族等の方に対してGPS機能のサービスを提供することで、安全確保及び負担軽減を図ることを目的とした事業です。

令和4年度、今現在では、平成29年度当時と比較して委託事業者が増えております。特に令和2年度期中より参入した事業者の提供するサービスの中に日常生活賠償補償という保険が附帯されたものがございまして、他人にお怪我をさせたり、他人の物を壊してしまったり、法律上の損害賠償責任を負った場合に備えることができるという観点から、利用希望者の支持を得ております。全体のうち半数以上の方が、当該事業者を選択しております。

実績等は、記載のとおりでございます。

続いて、No.12 自立支援日常生活用具給付事業です。

開始年度は平成12年です。日常生活用具を給付することで、在宅における利便性とその生活の質の向上を図ることを目的とした事業です。日常生活用具の種類は、腰かけの便座、入浴補助用具、歩行支援用具、スロープ及び安全錠となっています。年間で複数回相談等は寄せられるものの、過去4か年度及び直近においても、残念ながら給付に至った件数は、ゼロとなっております。

続いて、No.13 老人福祉電話の設置です。

開始年度は昭和49年です。地域社会等との交流の乏しい方に電話を貸与することで安否確認その他の相談等を関係機関の協力を得て行い、当人の孤独感の解消及び各種サービスを提供することを目的とした事業です。

平成29年度当時の議論では、電話を含め個々のサービスをまとめたもっと大きな包括の支援として考えることが必要との方向性が示されました。

令和4年度今現在においては、新規の受付は停止しており、利用者は2名。うち1名が、市の救急通報システムを利用しております。先ほど救急通報システム事業で触れました導入を検討しているという携帯電話型の救急通報機器ですが、救急通報はもちろん、携帯電話としての通話機能、GPSによる位置検索など1つで多様な用途に応じることができるものとなっております。ゆえに事務局担当者としては、この老人福祉電話事業を含め幾つかの事業を統合し、整理することができるのではないかと考えております。

続いて、No.17 老人クラブ連合会活動支援事業から、No.18 老人クラブ連合会健康づくり活動支援事業、そしてNo.19 老人クラブ活動支援事業、3つまとめてお話しさせていただきます。

事業開始は昭和51年です。老人福祉法第13条第2項の規定に基づき別途要綱を定め、補助金を交付しております。

令和4年度、今現在、補助金交付に関して大きな変更点はございませんが、各クラブ在籍会員の高齢化はもちろん、コロナ禍による影響もあって、退会または休会を申請する会員の方が、少なくない状況でございます。そのため、会員数30名を下回るクラブが幾つかございます。30名というのは、要綱上補助金交付の対象となる人数の指標でございまして、こういった現状に対処するべく昨年度に要綱の一部改正を行い、30名を下回っても補助金交付の対象となるようにいたしました。しかしながら、それでも活動継続を行うことが困難とクラブ側で判断され、令和4年度初に解散届を御提出いただいたクラブ様が、1つございました。そのため今現在、市内の老人クラブは、27クラブでございます。

続いて、No.27 シルバーパス交付協力事業です。

開始年度は平成13年です。東京都が満70歳以上の都民を対象に発行する東京都シルバーパス、こちらは住民税非課税者の方は年間1,000円、課税者の方は2万円で510円の費用で都バス、都営地下鉄、都電、都内民営バス等を利用できるカードでございます。こういった交付事業に対して各自治体協力をいたしております。国立市

が協力する内容としては、毎月新規対象者となる方への案内通知の送付及び申請窓口に関して毎月市報へ掲載するなどのほか、申請手続に関する各種相談、問合せ対応などを行っております。

令和4年度、今現在、事業内容について、特に大きな変更点はございません。

直近3か年度の実績も、記載のとおりでございます。

続いて、No.33 シルバーピア生活援助員配置事業については、施策5で触れたいと思います。

次に、No.34 おむつ給付事業です。

開始年度は昭和63年ですが、平成29年当時は、地域支援事業の任意事業とされておりました。しかしながら、厚労省より平成27年度から任意事業の対象外とすることが通知され、平成26年度時点で当該事業を実施していた場合に限り当分の間、任意事業として実施して差し支えないという、平成29年当時の事業の方向性の欄に記載のとおり任意事業で行うことができなくなる予定でございました。そこで、平成30年度より国立市介護保険条例第6条の2に規定する特別給付として、財源を介護保険料とするスキームに改めました。その際、対象者の要件の一部を見直したほか、本人負担についても変更いたしております。

直近3か年度の実績等は、記載のとおりでございます。

続いて、施策5に移ります。

No.2 養護老人ホームへの入所です。

老人福祉法に基づき、高齢者の生存権を保障するために市町村が実施主体となり、昭和62年より実施されており、必要に応じて施設への入所措置をした方に係る費用を負担する事業でございます。入所措置の要否に関する判定等は、要綱に規定した内容にて行っております。

令和4年度、今現在は、老人保護措置事業として東京都国民健康保険団体連合、国保連と呼ばれたりいたしておりますが、そちらへの費用支払いなど事務的な手続を、高齢者支援係が担っております。

直近3か年度の状況及び決算額は、記載のとおりです。

なお、令和4年度初より保護措置の対象者は、プラス1名合計17名となっております。

続いて、No.8 高齢者借上げ住宅提供事業です。

開始年度は平成元年でして、バブル経済の崩壊により住宅取壊し等立ち退き要求などを受けた高齢の住宅困窮者に対する住居確保措置として実施されました。

平成29年度当時の議論では、借上げ住宅は廃止の方向、すまいの総合支援へという方向性が示されております。

令和4年度、今現在の状況ですが、新規の受付は停止しており、借上げ住宅のオーナー様との協議により、従前7戸借り上げていたところ、令和4年度初に1戸返還させていただき、計6戸借り上げております。そのため、令和3年度決算額は、508万円で8,000円でございますが、令和4年度は約80万の減、正確には82万8,000円減となり498万円の見込みでございます。

また、財源としては、従前からの本人負担に加えて令和3年度より国の補助金を充てることができるようになりました。

続いて、No.11 自立支援住宅改修給付事業です。

転倒防止、動作の容易性の確保や介護の低減など日常生活の利便性と在宅生活の質の向上のための事業として、平成12年度より開始となっております。

令和4年度、今現在、事業内容について特段の変更はございません。
また、直近3か年度の状況等については、記載のとおりでございます。
続いて、No.28 住宅費助成事業です。

一定以下の収入のひとり暮らしの高齢者の方に対して住居の安定を目的に平成2年度に開始されました。対象者の要件の1つである一定の収入以下についてですが、前年の収入が生活保護法に定める基準額の1.5倍以内としており、年度や年齢によって多少は変わりますが、およそ230万を下回る方が対象となります。助成額は、住宅費の3分の1の金額とし、月額1万円を限度としています。

令和4年度、今現在、事業内容について特段の変更はございません。
また、直近3か年度の状況等については、記載のとおりでございます。
続いて、No.29 シルバーピア維持管理事業です。

開始年度は平成6年でして、市内シルバーピアの団らん室の維持管理、具体的には電気、ガス、水道の光熱水費及びNHKの受信料の支払い事務を行っております。

平成29年度当時の議論では、団らん室をシルバーピア以外の方にも御利用いただけるようにとの方向性が示されております。令和4年度、今現在ですが、本日も改めて確認をさせていただきましたが、コロナ禍のため団らん室の利用は、休止扱いを取っております。

直近3か年度の状況は記載のとおりでして、光熱水費のほか突発的に発生した維持管理に関する費用が、発生しております。

続いて、No.32 高齢者家具転倒防止器具等支給等事業です。

平成26年に事業開始となった比較的最近の事業でございますが、防災対策の一環として令和元年度に防災安全課へ事業移管がなされております。

続いて、No.33 シルバーピア生活援助員配置事業です。

東京都シルバーピア事業運営要綱に基づき設置された市内の高齢者向け集合住宅、シルバーハウジング計画により建設された都営住宅。市内では、北3丁目の第2アパート、泉2丁目アパートに居住する高齢者の方が、安全かつ快適に生活できるように安否確認等を行う生活援助員を常駐させ、各種相談、見守り等のサービスを提供する事業として平成6年度に開始されました。平成6年の開始時は、生活協力員の方をワーデンという呼称という呼称で呼んでおりましたが、シルバーピア事業の円滑な運営につなげるために、身分、労働条件、業務内容の見直し、整備が行われ、かつ関連する要綱を改正し、平成14年より生活援助員LSAと改めております。

会計区分は、こちらに関しては介護保険特別会計であり、事業そのものは、市内の社会福祉法人へ委託しております。

平成29年度当時の議論では、シルバーピア、LSAを超えるような機能を持った事業へ移行するよう検討という方向性が示されております。

令和4年度、今現在ですが、事業内容に特段の変更等はございません。

また、直近3か年度の状況等は、記載のとおりでございます。

最後、その他に移ります。

No.1 外国人等福祉給付金支給事業です。

在日外国人等高齢者・障害者で公的年金の受給要件を制度上満たすことができない方に対して給付金を支給する事業です。

平成20年に開始となりましたが、平成29年度に対象となる方が御逝去なされました。以降対象者不在ということで予算計上に至っておらず、事業として特段の事務も発生しておりません。

続いて、No.16 在宅サービスセンター管理運営事業です。

開始年度は平成4年ですが、平成7年北地域の都営住宅建て替えに伴い、高齢者の福祉サービスの拠点として当該サービスセンターを設置し、その管理運営を市内の社会福祉法人に委託し、平成18年度の8月まで管理運営の委託契約を結んでおりました。同年翌月、つまり、平成18年の9月より指定管理者として基本協定を取り交わすようになりました。

令和4年、今現在の状況ですが、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの期間で、指定管理者と基本協定を改めて取り交わしております。

予算措置としては、令和2年度から令和7年度までの債務負担行為の取組を取り、限度額は、1,215万円となっております。

続いて、No.24 高齢者入院見舞金支給事業です。

開始年度は昭和62年でして、平成21年度に条例が全部改正され、記載のような一定の条件の下、お見舞金を支給する事業として行ってきました。

平成29年度時点の議論では、退院支援に見直しという方向性が示されております。

その後、平成30年度末をもって事業廃止となりました。

続いて、No.25 老人性白内障特殊眼鏡等購入費の支給です。

開始年度は平成5年度ですが、平成24年度以降事業として予算執行には至っておらず、平成28年度末に事業廃止となっております。

続いて、No.24 高齢者救急医療情報キット給付事業です。

救急時、正確な医療情報を迅速に得ることで救急医療につなげる医療情報キットを配布する事業として、平成24年に開始となりました。

令和4年度、今現在の状況ですが、令和3年度より対象者が限定された既製品を配布する事業ではなく、手作りキットの作成方法と当該医療情報キットの有益性を広報する方針へと改め、以降予算計上はいたしておりません。

最後、近年所管することになりました2つの事業について、簡単に御案内をさせていただきます。

1つは、元気高齢者の居場所づくり事業です。

具体的には、大井委員が代表を務められております、ひらやの里の活動拠点であるひらや照らすの維持管理に関する事業です。もう一つは、令和3年度より福祉総務課より事業移管となった東京都の福祉サービス第三者評価を受審した事業者に対して当該収益に係る補助金を交付する事業でございます。

以上、御説明長くなりましたが、一般施策として整理される高齢者支援施策の現状についてお話をさせていただきました。よろしくお願いたします。

【林会長】

ありがとうございました。

ただいま非常に多岐にわたる施策、一般施策として整理される高齢者支援施策ということですが、現状についての御説明がありました。

質問のある方は、いかがでしょうか、どうぞお願いたします。

小出委員。

【小出委員】

御説明ありがとうございました。

用語というか記述内容で分からないところがあったので、質問をしたいんですけども、表の右の2列。令和決算・関連事業の列とそれから、国・都補助金その他財源のこの2列についてなんですけれども、令和3年決算というのは、一般会計で、1番右が補

助金あるいはその他一般会計以外の財源ということによろしいですか。

【林会長】

事務局、お願いします。

【事務局】

言葉足らずで失礼いたしました。

お見込みのとおり決算額については、一般会計で歳出があった金額でございまして、国と補助金その他財源というのは、一般会計として歳入した金額でございまして、その他財源というのが、高齢者支援係の中では、本人負担金などが、その他財源としてみなして記載させてございますので、少し紛らわしくなってしまうと恐縮でございます。

【小出委員】

なるほど。それで、例えばこの令和決算の列に書いてある33のシルバーピア生活援助員配置事業の1,529万7,000円。これ右見ると地域支援事業と書いてあるんですけども、これは、一般会計なんですか。それとも、地域支援事業は介護保険だったかと思ったんですけども。こういうのが何件かあるんですが、これはどっちになるんですか。

【林会長】

事務局、お願いします。

【事務局】

大変失礼いたしました。

小出委員お見込みのとおり、事業概要のところ介護保険特別会計として記載させていただいてあります、おむつとシルバーピア生活援助員配置事業については、介護特会の金額となっております。

【小出委員】

ということは、1番右が正しいですか。例えばシルバーピアの1,529万7,000円は、この令和3年決算に書いてあるのが正しい？

【林会長】

事務局、お願いします。

【事務局】

No. 33 シルバーピア生活援助員配置事業の令和3年決算の関連事業費のこちらの金額は、介護特会の金額でございまして、それに充てられている財源のものは、記載のとおりのもとなっております。なので、こちらについては、一般会計の会計区分には該当していないものでして、同じくおむつの給付事業についても、同じでございます。すみません、ちょっと紛らわしい説明をしてしまいまして、失礼しました。

【小出委員】

そうすると、ちょっと一般会計でいくらで、補助金等でいくらかというのを知りたいんですけども、合計で、です。そうすると、このシルバーピアの場合は、これは一般会計ではなくて介護保険に含まれるので、1番右の列にあるのが正しいというの、違う？ ちょっとよく分かっていなくて申し訳ないです。

【林会長】

事務局、お願いします。

【事務局】

すみません、ちょっと役所の会計の出し方で、非常に分かりにくくて申し訳ございません。

こちらのシルバーピア生活援助員配置についての1,529万7,000円は、実際に

支払った金額。支払った金額の会計は、介護保険特別会計から1,529万7,000円を支払っており、その財源は、介護保険のルールにのっとって国や東京都あるいは市町村が財源負担し、介護保険料もそこに財源として充てられているというような意味での介護保険特別会計。それで、一般会計というのは、もう予算書が別の予算書になっておりまして、そこから払うということになりますので。

【小出委員】

分かった。

【事務局】

どちらもお金としては出ているのですが、財源の構成の仕方とかそこが違ってくると。

【小出委員】

分かった。すみません、ちょっと私勘違いしていて、一般会計とそれ以外で分けたのかと思ったんですけども、そうじゃなくて右から2番目の列は、事業費全体の金額がここに書いてある……。

【事務局】

そうですね、会計にかかわらず、この事業に対して幾ら支払いが行われたかという意味合いでございます。

【小出委員】

ようやく分かりました、なるほど。

だから、右から2番目の列を全部合計すれば、今回のこの事業費の全体が分かるという理解でいいですか。

【事務局】

そうですね、この施策についてまつわるお金の金額にはなると。ただし、乗っている予算として計上する予算自体が違ってきてしまうので、実際の国立市の決算書とかそういうものでは、別々の予算書、決算書になってきてしまうということになっております。

【小出委員】

財布が違うということですね、分かりました。なるほど、ようやく分かりました。

すみません、ちょっと幾つか質問させてもらっていいですか。

ちょっと分からなかったのが、地域支援事業の任意事業と介護保険特別給付、これの違いがちょっとよく分からなかったんですけども、これはどう違うんですか。

【林会長】

事務局、お願いします。

【事務局】

介護保険特別給付と、それから地域支援事業の違いということでございますが、介護保険の特別給付と言われますのは、介護保険法で各市町村が独自に保険給付のメニューを増やす。あるいは、既存の保険給付をたくさん使えるようにする、上乘せをする。この2つの方向で条例をもってこういう給付を行いたいというのを、条例をつくった上で行うものが、特別給付という形になります。

これは給付ということですので、一人一人の被保険者の方に給付が行われるといったタイプのものになってくるのが、通常でございます。中には介護保険事業所も、体制を整備することを評価しての保険給付の新しいメニューをつくるといったようなことも、国立市ではやっておりますが、基本は一人一人のサービス利用に対して給付が行われていくもの。それが、特別給付。

この場合財源は、65歳以上の被保険者の方が負担していただいている保険料のみが、

通常財源だというふうな法律の仕分になっております。近年では、国が特別に交付金等を発行して、それを自治体が受け取って、そこの特別給付に充てることもできるといったようなものもございますけれども、基本は保険料というところになります。

これに対して地域支援事業、こちらは、一人一人の被保険者の方が使うような給付型のものも含んではいるのですが、例えば介護予防事業といったようなもの、あるいは総合相談事業、それから地域包括支援センターが行っているケアマネ支援とかそういったような事業を含んでおりまして、こちらは、総合事業といわれる給付型のものを含んだ事業と、それから包括的支援事業、任意事業といわれる給付型でないものも含んでいるような2種類の地域支援事業がございます。

こちらについては、国や都道府県あるいは市町村が財源を負担し、そこに第1号被保険者の保険料も財源として充てられているといったような構成になっております。

ですので、特別給付というのは、保険料のみを財源とするというのが基本。地域支援事業は、国や東京都、それから市町村、そして被保険者の方の保険料といったような財源を使って給付型でない事業も含めて事業展開しているといったような事業のタイプになります。

以上、雑駁ですけれども、説明でございます。

【小出委員】

分かりました。

【林会長】

ありがとうございます。

ほか言いたい？ じゃ、どうぞ、続けて。

【小出委員】

すみません、さっきの表に戻るんですけども、補助金の金額は、1番右の列に書いてあると思うんですが、そうすると、さっき右から2番目の列の合計プラスこの補助金、都とか国とかからの補助金を足すと、この事業の全体ということではない？ また違うんですね。

【林会長】

事務局、お願いします。

【事務局】

こちらの国・都補助金というのは、歳入として市が受け取るお金になります。ですので、例えば1枚目の下から2番目にデイホーム事業という前期高齢者が通えるようなタイプのものがあるんですが、これ令和3年度でこの事業のために使ったお金が、857万6,000円とございます。その右側に補助金、人生100年時代セカンドライフ応援事業補助金という補助金が、東京都からもらっているんですが、国立市が857万6,000円を使って、それに対して東京都が、国立市役所に対して525万円の補助金を出してくれていると。ですので、この差額分の8,576ですから、8,576引くことの5,250で332万6,000円が、国立市の持ち出しということになるといったようなところでございます。

【小出委員】

そういうことですね、分かりました。

だから、1番右の列を引けばいいんですね。

【事務局】

おおむねそうです。

【小出委員】

なるほど。そうすると、国立市の支出分が分かる。分かりました、すみません、足していました。失礼しました。

【林会長】

よろしいですか、まだありますか？

【大井委員】

関連で。

【林会長】

じゃ、大井委員の質問を先にしていいですか。

大井委員。

【大井委員】

大井です。

丁寧な説明ありがとうございました。

小出さんが言ったのと大分重なるところがあるんですけども、私もそれでよく理解したんですが、介護保険料というやつ。その負担を国とその案分で相当すると考えていたんですけども、これ一般会計の部分が、そこに負担しているのがあるということですね。都のほうから、いわゆる保険料の説明の中から個人個人ではなく、全体の中の部分は仕分けが、多分ここからこれからしないと思いますけれども、その辺が一緒になっちゃっているということ。多分成立がずれるでしょうけれども、それで私も、一般会計と特別、その部分が、国、都の例えば1番右側の項。これに関しては、介護保険の国の補助、負担とかにかけては重ならない？

【林会長】

事務局、お願いします。

【事務局】

これは、各事業によって変わってきます。先ほど小保方のほうからも申し上げました介護保険特別会計というふうに注釈が入っているもの、2つだけだったと記憶しているんですけども、おむつ給付の事業、これは紙でいうと1枚、2枚めくっていただいた34番という事業番号をつけているおむつ給付事業。こちらは、平成29年当時は、まだ市の税金を投入して、市の税金じゃない、これはもうその当時から介護保険特別会計だったんですけども、そこの中での位置づけを変えて介護保険特別給付ということに変えたということで、この34の横の行が、これは介護保険特別会計です。ですので、介護保険法のルールにのっとって平成29年当時は、国や東京都や国立市がお金を出して、そこに保険料も入っていたといった事業だったんですが、その後、法的な位置づけを変えて介護保険料のみで賄うといったような会計の取扱いに変わっているというのが、このおむつ給付の事業。

それとあともう一つは、右側にありますシルバーピア生活援助員配置事業。これは、介護保険特別会計で行われていて、介護保険のルールにのっとった国や都道府県、市町村、そして介護保険料のお金が投入されて行われている事業。それ以外の事業は、基本一般会計のはずですので、市が、まず、通常の税金で集めているお金を元手に事業を行ってお金を払っている。そこに対して基本東京都が、補助金を出しているという形になっています。

ですので、ここに例えばシルバーピアの上のほうに自立支援住宅改修給付事業というのもございますが、これは、一般会計という市の税金をメインの財源に支払っている事業でして、令和3年の決算額は、205万1,000円払って、そこに対して高齢社会対策包括補助というのは、これは東京都からもらう補助金なんですけれども、それが

84万7,000円。そのほかに住宅改修を実際に受けている御本人様から本人負担金もいただいているので、それが35万6,000入っているということになっているという状況でございます。

【林会長】

山路委員。

【山路委員】

ちょっと馬場さんの話は長すぎます、もうちょっと簡潔に。この話を何のためにしているのかということだと。本日限られた時間の中で大事なことなので、そこのところをちょっと再度確認したいんですけども、5年前にたしか林先生、新田先生も関わって私も関わったと記憶があるんですが、この一般高齢者政策の見直しというのは、相当踏み込んでやったわけです。それがどうなっているのかということ私たちは、この今の段階で承知しておけばいいということですか。改めてそれを、確かにこれを我々が見直して、それが実際こういう形で展開されているのを見ると、やっぱり少々違和感があるというか、本来見直したはずのものが見直されていないというのが、重要な点が幾つかあるんです。細かい話は、今日議論する時間ではないと思うんですけども、それを承知しておいて今度次期見直しをいつやるのかという点について、ちょっと御説明いただきたいと思います。

【林会長】

事務局、お願いします。

【事務局】

御質問ありがとうございます。

山路委員おっしゃるとおり今回、現状についてということでの報告をさせていただきましたが、今現在、介護保険運協の第9期事業計画、そして第7次でしたか、高齢者保健福祉計画の策定に入っていくということでもございまして、今あるこの施策が、やはりこれでベストということではないかというふうに事務局も考えておりますので、さらにこの内容について御審議をいただき、また、改善していく点を洗い出していきたいということ念頭に置いての現状の報告といったところでございます。

【林会長】

山路委員。

【山路委員】

ベストとは全然思っていないで、要するに我々は、例えば長寿祝い金にしても、これ基本的にはなくすということにしたのが、まだ生きているわけです、そういう現金給付が。それは、なぜ生きているのかということも基本的に分からないし、それから、食事サービスのことについても、本来もう少し抜本的に見直されていたのが、依然として同じような形で、今回も審査の1人として駆り出されましたけれども、やっぱりそれが、朝食サービスへの切替え支援ということになっているのが、いつの間にか夕食支援がずっと続いているわけです。そういう抜本的なところは、ほかにも幾つかありますけれども、そこを今の時期、今回見直しということですか。そうではなくて、仕切り直してまた改めてこの見直しのための議論はやるということですか。その点をちょっと一旦教えてください。

【林会長】

事務局、お願いします。

【事務局】

今、山路委員御指摘の朝食が実現していないであるとか、長寿祝い金の条例が廃止で

きていないであるとか、そういったところでの御意見かと思われませんが、平成29年当時の更新を全部実現するということよりは、今の現状に沿った形といいますか、今の高齢の方の生活支援であったりの方策として、施策としてどう見直していくかということを中心に議論していただきたいというところを考えてございます。

【林会長】

新田委員。

【新田副会長】

恐らく今、事務局のは答えになってないと思うんだ。今、山路さんが言われたのは、何のためにこの介護保険運協、これ出しているのかという、まず、全体像が見えない。これを出したのは、やはり一般会計の高齢者施策支援に出したわけです。なぜこの議論がここで出されたのかというのは、5年前の話です。5年前で高齢者福祉部会でしたか、まだあったわけで、そこで検討をやったんだけど、そうではなくて介護保険運協の中の検討部会でやる必要が生じたわけです。それで、改めてそのときの課題を1から5までここで政策としてまず決めて、その中に一応現在、そのときの状態像の事業計画をここに入れ込んだと。事業計画入れ込むんだけど、事業計画がたくさんあるからっていいわけじゃなくて、ひょっとしたら1本ぐらいにまとめて応用利かせたほうがいいことも、いっぱいあるわけです、そういう場合。

それから、今山路さんが言った、1つ2つの疑問点を言われたわけじゃないんです。全体像としてどうなのかという目的でもって言われたと思うんです。そのことに対して事務局、答えなかったんです。いいと思っているわけじゃないので、やっぱりこれは、改めて今、事業ここにあるものも含めて、改めて例えば2つのものを1つにするとか、3つのものを1つにするとか、方向性をもう一回つくり上げるということで、恐らく方向性の中でこれが出されたと思うんです。そのために、なぜ介護保険運協であるのかという説明がない中で、一般高齢者施策を説明してしまったから、介護保険運協とか運営資金か何かから出ると一般財源かその議論になって、小出さんの質問当たり前だと思ってる。なぜここなんですかというふう思うんです。

だからそのところは、あえてちょっとこの際説明し始めると恐らく切りがないだろうから置いておいて、そこで、それぞれの個別議論は、ここの中で一つ一つやるべき話なのかどうかがあるんです。例えばシルバーピアの話が、なぜ介護保険支援事業で出るのは、おかしい話じゃないですか、考えてみると。1,500万もということなんです。そのことで皆さんが、そこで疑問を持って、僕は、小出さんの質問は、そういうことだと思うの。わざわざ出したの、何でこんな介護保険の中でそんなの出るのかという恐らく意図があると思って聞いたんです。大井委員さんの話もそうだと思います。

というようなことで疑問に思っている点が多々あると思うので、それをもう一回ちょっと次回までにこの一般高齢者施策と介護保険施策とそこで重なり合うもの、重なり合わないもの、これは介護保険の中でやるべき話、一方で一般財源という話も含めて。ただ、今、国立市の福祉政策は、全部に何か介護保険運営協議会が、大きな主流になってきているので、それはやっぱりそこは検討しなければいけないかと思しますので、そこももう一回事務局整理していただいて、今日長い説明だったけれども、一応それはそれで皆さん根気よく聞いていただいたので、それはオーケーとして、それで、もう一回やるのであれば、僕は検討部会もう一回やって、そこで整理してここへ出すと、もう一回というほうがいいと思います。提案します。

どうも事務局は、明確な答えになってないので、あえて言いました。

【林会長】

大井委員、お願いします。

【大井委員】

今、新田先生しっかりとお話しされたように、私も今回のことを伝える場とは、思わないです。むしろ全体として例えば人件費、絡む人件費いろいろ福祉関係あるわけです。これは例えば一般会計、ほかに多分それいろいろであった人件費が、出ていない。福祉という、あるいはそういう観点から総合的に扱った中でこの部分はどうなんだというそういうのが整理されると、じゃ、今度は介護保険料が、ちょっとこれは配分云々でこうやれるとかそういうところにつながってくるんで。それ抜きにすると、税金とかいろいろひっくるめていろいろな負担もあるのが、みんな一緒くたになってしまったと。これ整理すると、いや実際には個々の人に対してこういうことをやっているんですとか、そういう整理がされるんじゃないかと思っています。

だから、この今日の施策に関しては、5年前につくったあれで、もうそれで説明だけでこれは了解します。

むしろ基本的な5つの施策、例えばそういう施策1、2、3、4と例えばこれコロナ禍で、それこそ本当に地域で支える仕組みが、本当にこれでできたのか。私なんか今日ここで言いたいのは、僕はこんなに非常に貴重なあれ頂いてやっていますけれども、まさにこれ目指してやったが、何ていうか具体的なソフトが、全くされてないじゃないかと。ここの場で話すことではないと思います。もうちょっと大きな視点で、あるいは自治会とか老人会。自治会も例えば地域、まちづくり課とか、あるいは組織的な動きでやらないといけない事項もあるわけ。それが、ここでとは言わないです。

そうすると、ここのお金の使い方も、一般の部分の中で幾らか出費が出ていたら、それを整理しないと。何か介護保険料だけじゃない、ほかのところからかなりの手当てじゃ、出たんだということをししないと、多分みんな納得できない、しにくいところがあるようにしている。物すごいお金を使っていると思うんです。

ということだけ言って、山路さんが、これ5年の云々ですから、5年後この施策をどうするかと。全体的な視野で見ないとこれ議論できないし、私たちは、この場でこんな形式まで求めることはないです。

僕もいろいろなお金の使われ方とかを見ながらやったんですけれども、そうか、まだこういう視点が抜けてたんだという意味で、ちょっと数字の見直しをしたいというふうに思いました。

【新田副会長】

いいですか。

【林会長】

新田委員。

【新田副会長】

今の大井さんの話を受けて、私もそのとおりだと思います。だけど、ちょっと大きく見ていただきたいのは、施策1から施策5、その他、これは大きな話で私は、正しい方向だと思います。ただし、中身の検討をどうするかというその話でございまして、地域で支え合う仕組みをつくる、果たしてどこまでできたのかというそういう検証をどこでやるのかは、これは大きな話です。

最終的なさらにロジックでいうと、この国立地域で住み続けられるまちです、単純にいうと。あるいは、住み続けられるのは、町だけじゃなくて施設かも分からない等も含めて、そういったような高齢者の安心システムをつくるということが、さらに上にあると思うんです。あるいは、QOLになるかも分からない。その中の施策として1から

5があるという観点の中で、それぞれどこまで出来上がったかということの評価、これがPDCAサイクルです。そのPDCAをきちっとこう回すことによって、介護保険のこの運営協議会がきちっと動いていると、逆に評価される。そうじゃないと、やっぱりそのところまでは、何だ介護保険運協何やっているんだという話になりますので、そこはそこできちっと議論をすると、視点で。

どこでやるんじゃないかと、そこはそこでいっぱい議論、疑問点を出していただいて、それはこういう施策をやっているんだけど、実は何だろう、単純に1つの何だ、シルバーピア、何だっていいです。そこだけじゃ違うだろうと。電話がありましたね。電話で施設をやって、それで高齢者は安心するの？ という話です。やったらかけなきゃいけないでしょう、誰かが、とかいろいろあります。皆さん想像できると思う。そういったような総合的なことを考えておくと、ソフトも含めてということで、もう一回ちょっと煮詰めるように、事務局も含めて検討していただいて、やったらどうかと思います。

【林会長】

他にございますか。よろしいですか。

この今日事務局から報告していただいたことについては、このテーマをこの介護保険運協でどのようにして取り上げるのか、あるいは取り上げないのかということについての協議が、必要であると思うのです。先ほど新田副会長から検討部会というお話がありましたが、その検討部会の中でこの問題について、個々の施策というよりかその前に大きな視点からこのことを、介護運協としてどう取り上げるべきかというのを検討する必要がありますだろうと思いますので、その検討部会の設置を提案したいと思います。

これは、検討部会については、国立市介護保険運営協議会規則というのがありまして、その第10条で会長が必要と認めるときは、検討部会を設置することができるので、私からの提案で検討部会を設置するというのを提案したいと思います。

ということですが、事務局、よろしいでしょうか。

【事務局】

よろしく願いいたします。

【林会長】

それでは、この議題については、よろしいですか。

それでは、3のその他ですが、事務局からお願いします。事務局どうぞ。

【事務局】

会議次第3のその他ということで、今回の運協ということで今回の会議次第のほうには、2月17日金曜日と書かせていただいております。一応皆様方その時間帯、同じく午後7時からということをお予定しておりますので、空けておいていただいて、今回介護保険運協の検討部会を設置するところ、会長から御提案いただいたということで、その検討部会の検討状況等にもよって多少の流動性あるかもしれませんが、基本2月17日を目指してということで、次回の日程を考えておいていただければと。

また、検討部会に御参加いただく委員につきましては、また、会長のほうから指名させていただくといったような規則になってございますので、またこちらから連絡させていただきまして、日程の調整のほうをさせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

【林会長】

ありがとうございます。

他にございませんか。よろしいですか。

じゃ、これで。それでは、これで第7回介護保険運営協議会を終了します。
どうもお疲れさまでした。

— 了 —